

財政健全化戦略プランの実績について

町では、将来に見通しのもてる財政運営を実現するため、平成20年12月に平成26年度までの期間で財政健全化戦略プランを策定し、行政経費の圧縮をはじめ、町単独事業の見直しや料金の一部改定など、町民の皆さんのご理解をいただきながらこれまで実施してきました。

＜財政健全化戦略プランの実績＞ (単位：百万円)

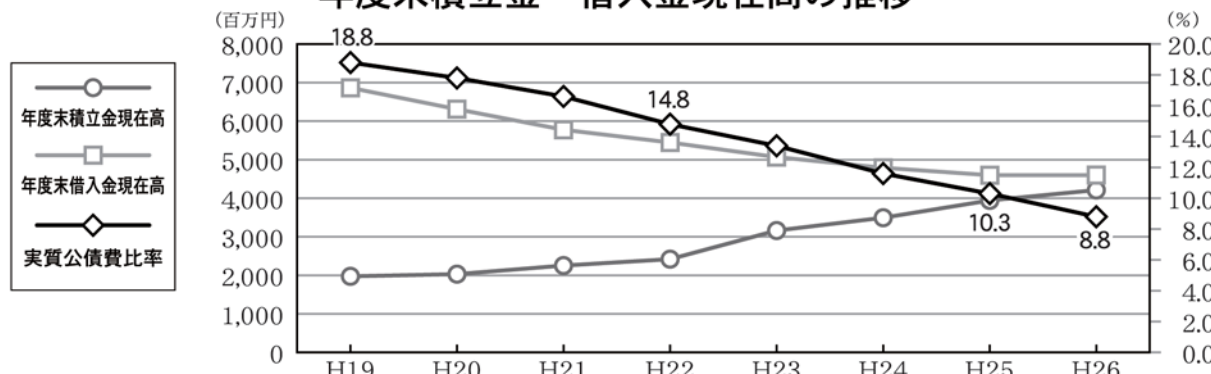
区分	内容	財政効果 見込額	財政効果 実績額
1. 効果的な行政運営の確保と経費の圧縮	職員数の削減、職員給与・議員報酬の独自削減、審議会の整理および報酬支給基準の見直し、職員旅費の見直しなど	237	240
2. 町単独事業などの見直しと経費の圧縮	保育園の統合、蜂駆除業務委託料の一部実費負担、上下水道事業の料金改定、補助奨励費の削減見直し、投資的事業の見直し、臨時的事業経費の圧縮など	755	882
3. 施設利用サービスの見直しと経費の圧縮	役場庁舎、地域集会所、温泉保養センター、各公園、公民館・スポーツセンターなどの維持管理経費の圧縮	100	108
4. 自主・自律性の高い財政運営の確保	税や料金徴収率の向上、葬斎場使用料の改定、ふるさとおもいやり寄付金の確保、町有財産の処分、地方債借入の抑制、繰上償還など	124	188
計		1,216	1,418
5. 特殊要因による財政需要額	国民健康保険会計への財源補てん、子育て支援センター運営経費		▲236
合計		1,216	1,182

※財政効果額は平成20年度から平成26年度までの累計額で、補助金などの特定財源を除いた額です。

平成20年度から平成26年度までの7年間の実績は、目標額12億1,600万円に対し、11億8,200万円と97%の達成率となりました。

この間、平成20年の世界的金融危機を契機に地方財政への措置額が大きく拡充され、各種の臨時交付金や国の経済対策である公共事業を中心とした新規事業の創設など、地域の課題解決に補助金、交付金が充当されたこともあり、平成26年度末で町の貯金である基金が22億3,800万円の増加、借金は22億6,400万円減少し、借金返済額の負担割合を示す実質公債費比率は10ポイント改善しています。

年度末積立金・借入金現在高の推移



年度末積立金現在高(百万円)	1,974	2,031	2,253	2,419	3,162	3,494	3,943	4,212
年度末借入金現在高(百万円)	6,864	6,310	5,776	5,446	5,067	4,790	4,598	4,600
実質公債費比率(%)	18.8	17.8	16.6	14.8	13.4	11.6	10.3	8.8

※積立金現在高は奨学資金貸付金を除く、一般会計の合計

受け取りましたか？マイナンバーの「通知カード」

～お手元に届いていないときは連絡を～

マイナンバーの『通知カード』は、11月に皆さんに送付しています。『通知カード』が届いていることを世帯員の皆さんにお知らせするとともに、紛失しないように大切に保管してください。なお、まだ受け取っていない方は、町民課戸籍年金係にご連絡ください。来年1月以降は、税や雇用保険分野の手続きなどで職場からマイナンバーの提示を求められるなど、いよいよマイナンバーの利用が始まります。

■マイナンバーの管理をしっかりと！

通知カードは、生まれたばかりの赤ちゃんからお年寄りまで、一人ひとりに交付します。とくに、お子さんの通知カードは家族が預かるなどして、適切に管理しましょう。

マイナンバーを忘れないようにパソコンやスマートフォンに保存することやフェイスブック、ライン、ツイッターなどへの書き込みは、個人情報漏れる可能性があるとして、総務省ではこれらの行為をしないように呼びかけています。

通知カードを紛失したときは、再交付の申請をすることができますが、再交付手数料500円がかかります。

■顔写真付きの個人番号カードの申請をすることができます！

通知カードとキリトリ線で一体となっている個人番号カード交付申請書を使って個人番号カードを申請することができます。

個人番号カードは顔写真が付いているため、本人確認の身分証明書として利用することができます。

す。個人番号カードの有効期限は10年(20歳未満は5年)で初回の交付手数料は無料です。

なお、個人番号カードの取得は任意であり、強制(義務)ではありません。皆さんの意思で必要と思ったときにいつでも申請することができます。

■通知カードに記載されている住所を変更するときは？

通知カードには、マイナンバーのほか氏名、住所、生年月日、性別が記載されています。これらに変更が生じたときは、通知カードの記載も変更しなければなりません。役場町民課で異動の手続きをするときは、該当するすべての方の通知カードを忘れずにお持ちください。

- 転入届をするとき→同時に通知カードを提出してください
- 町内転居のとき→同時に「記載事項変更の申出」が必要です
- その他の理由のとき→「通知カード表面記載事項変更届」を提出してください

※届け出の用紙は町民課にあります。

【個人番号カードの取得にあたっての留意事項】

- 国では、「健康保険証の利用」などの個人番号カードを取得したときはのメリットをご案内していますが、これらが利用できるようになるまでは、相当の時間がかかる見込みです。そのため当分の間は①本人確認の際の身分証明書②e-Tax(イータックス)などの電子申請など、一部の使用に限られます。
- 個人番号カードを受け取る際には、個人番号カード用と電子証明書用の2種類の暗証番号を自分で設定入力することになります。カードの管理とともに、これらの暗証番号の管理が必要です。
- 電子申請書の発行を希望しない場合は、申請書の所定の欄にチェックをしてその旨の申し出をすることになります。

※通知カードに同封されているお知らせには、マイナンバーや個人番号カードのことが分かりやすく説明されているので、必要なときに見ることができるようにこれからも大切に保管しましょう。

- 詳細 内閣官房ホームページ「マイナンバー社会保障・税番号制度」をご覧ください
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
- 問合せ マイナンバーコールセンター(☎0570-20-0178)
町民課戸籍年金係(☎47-2203 役場1階窓口1番)